

21 未成年者飲酒問題に対する取組等

酒類は致酔性・依存性というアルコール飲料としての特性を有していることに鑑み、国税庁としては、酒類業者は未成年者の飲酒防止に配意した販売活動を行い、社会的な責任を果たしていく必要があるとの考え方の下、従来から、酒類業界に対して、以下のような各種の指導をするとともに必要な措置を講じてきています。

自動販売機

1. 自動販売機のみの酒類小売業免許は付与しないこと（昭和48年～）
2. 自動販売機による酒類の深夜販売（23時00分～翌日5時00分まで）の自粛指導（昭和52年～）
3. 酒類自動販売機への次の事項の表示の義務づけ（平成元年～）
 - (1) 未成年者の飲酒は法律で禁止されていること
 - (2) 管理責任者の氏名、連絡先の住所及び電話番号
 - (3) 販売停止時間
4. 平成6年10月の中央酒類審議会の中間報告「アルコール飲料としての酒類の販売等の在り方について」等を踏まえ、全国小売酒販組合中央会が、平成12年5月までに、現行の酒類自動販売機の撤廃を決議（平成7年5月）したことを受け、現行の酒類自動販売機を平成12年5月を目途に順次撤廃する方向で指導（平成7年～）

対面販売

1. 対面販売の励行などに関し必要な指導と助言を実施（平成9年3月～）
2. 未成年者が酒類と清涼飲料とを誤認して酒類を購入しないよう、酒類と清涼飲料とを分離して陳列するなどの指導を実施（平成9年3月～）
3. 未成年者への販売を防止するため、酒類を販売する場合には未成年者と思われる者に対して年齢確認を実施するよう必要な指導と助言を実施（平成10年4月～）
4. 未成年者が夜間に酒類を購入することを防止するため、未成年者の酒類の購入を責任を持って防止できる者を配置し、夜間における酒類の販売体制を整備するよう必要な助言と指導を実施（平成10年4月～）
5. 年齢確認の実施をはじめとする取組を推進していくためには、酒類販売に従事する者が酒類の特性を理解することが必要であることから、小売酒販組合等に対して、傘下組合員等を対象とした「酒類の販売方法等に関する研修」の実施について必要な助言と指導を実施（平成10年4月～）

容器への注意表示

1. 酒類に対する適正な表示などを実施するため、次の事項を指導（昭和59年～）
 - (1) 容器には酒類であることが明瞭に判読することができる方法で表示
 - (2) 酒類を店頭及び自動販売機に陳列する際には、酒類である旨の表示を前面にするよう配意
 - (3) 自動販売機による販売に当たっては、酒類と清涼飲料とを混在しないよう配意
2. 酒類の容器にも、未成年者の飲酒は法律で禁止されていることの表示を義務づけ（平成9年7月～）

啓発活動

1. 警察庁と協力して、未成年者の飲酒が禁止されている旨のステッカーを全国の酒販店の店頭に貼付するなどの指導（平成4年3月～）
2. (社)アルコール健康医学協会及び関係省庁（厚生省、総務庁、警察庁）と共同で未成年者飲酒禁止啓発ポスターを作成し、公共施設、酒販店の店頭、カラオケボックス等に掲示（平成8年9月～）

広告宣伝

酒類業界においては広告宣伝に関して次のような自主基準を設定（平成元年1月～）

- (1) 新聞、雑誌、ポスター、テレビを媒体とする広告宣伝に関し、「お酒は20歳になってから」などの注意表示を使用
- (2) 未成年者を対象とした雑誌やTV番組又はその前後での広告の自粛
- (3) 未成年者は広告のメインモデルとしないこと
- (4) 未成年者向け商品のために造られたキャラクターは使用しないこと
- (5) 広告に当たっては、次のような表現は行なわないこと（平成10年5月～）
 - イ 過度の飲酒を勧めるような表現
 - ロ 社会的良識に反する飲酒の表現
- (6) テレビ広告は原則として次の時間帯は行なわないこと（平成10年5月～）
土曜日、日曜日、祝祭日：5時00分～12時00分まで
月曜日～金曜日：5時00分～18時00分まで

22 「アルコール飲料としての酒類の販売等の在り方について（中間報告）」のポイント

（平成6年10月17日 中央酒類審議会）

1. 社会における酒類の効用と飲酒環境の変化

「酒は百薬の長」と言われ、効用が指摘されている反面、過度の飲酒は健康上問題。

近年、自動販売機やセルフサービス方式による酒類販売の普及等により、酒類の入手が容易化する一方、未成年者飲酒問題の発生等が指摘され、飲酒環境の悪化が懸念。

2. より良い飲酒環境の形成

(1) 基本的考え方

より良い飲酒環境の形成のため、消費者、事業者及び行政が各々の責任・役割を踏まえ、一致協力して適正飲酒を推進することが効果的。

(2) 酒類関連情報の消費者等への周知・啓蒙

未成年者飲酒は、家庭のしつけによる防止を基本とするものの、酒類業界はあらゆる機械を捉え酒類関連情報の提供、周知・啓蒙に努力することが必要（補助教材の作成、配布等による教育への協力や成人に対する周知・啓蒙による家庭のしつけの充実と成人自体の適正飲酒の推進等）。

(3) より良い飲酒環境形成のための推進体制

（社）アルコール健康医学協会のような第三者的な機関を活用し、適正飲酒の周知・啓蒙を図ることも必要。

未成年者飲酒防止や適正飲酒に関し、料飲業界と酒類業界が協力して施策を推進することが効果的。酒類の販売規制は、保健衛生上の問題に係る社会的規制としても大きな役割。

3. 酒類の社会的管理についての基本的考え方

近年、未成年者飲酒問題や空容器問題等の社会的コストの増加が指摘されるが、社会的コストは、市場メカニズムだけでは解決が困難。国民の健康や環境の面で将来世代にコストを残す可能性があることから、酒類販売には適切な社会的管理が必要。それに伴い、必要な範囲において、消費者も一定の利便低下を容認する必要。

4. 未成年者飲酒防止等の観点からの酒類販売の在り方

(1) 対面販売

① 酒類の販売形態

酒類の販売は、酒類の特性を理解した者が対面により販売相手を識別し、未成年者等を排除できる「対面販売」が、現時点では有効。

② セルフサービス方式等による酒類販売

近年の酒類販売は、対面販売の形態はとりつとも、酒類の特性を理解した者が必ずしもレジにいるわけではないこと、短時間に多数の顧客に対応せざるを得ないことなどから、未成年者か否か等の確認が不十分な場合もあり、改善が必要。例えば、セルフサービス方式による酒類の販売につい

ては、従業員教育、ステッカーやポスターによる啓蒙等を含め、以下の点を参考とした対面販売の趣旨の徹底が必要。

- イ. 親等のために購入すると未成年者が主張した場合、住所と氏名の記入等による確認。
- ロ. 酒類とソフトドリンクの分離、未成年者飲酒禁止のステッカー等の掲示・貼付。
- ハ. 短時間に多数の顧客に対応せざるを得ない場合、酒類専用レジを設置。

また、通信販売による酒類販売は、対面販売の趣旨の徹底の観点から、少なくとも現在以上の緩和については慎重に検討されるべき。

(3) 自動販売機による酒類販売

消費者の利便、零細酒販店の省力化及び経営の合理化等の観点を踏まえて総合的に検討し、対面販売の趣旨の徹底が困難な現行の屋外自販機は撤廃の方向で検討がなされるべきであり、技術的改良により未成年者のアクセス防止可能な自販機の設置は認められるべきとの結論。

例えば、暗証番号設定等の配慮がなされた上で対面交付した磁気カードのみ自販機を稼働可能とする等により未成年者の使用を防止。全国小売酒販組合中央会が将来の方向として現行の自販機の撤廃を確認していることから、酒類業界における自主的かつ早急な検討が適当。

撤廃に当たり、一定の移行期間が必要。その間も酒類の自販機である旨を明確に識別する表示を行う等、未成年者の酒類購入を防止する対策の検討が必要。

(2) 酒類容器への注意表示等

清涼飲料と誤認しやすい識別表示や、未成年者の飲酒は禁じられている旨の表示の全酒類への拡大等について、国税庁において具体的な表示基準の検討が必要。

(3) 酒類の宣伝・広告

未成年者、アルコール依存症者等への影響等に鑑み、酒類の宣伝・広告については、広告量の抑制を含めた過剰な広告・宣伝競争の自粛や、「お酒は20歳を過ぎてから」等の表示の明確化について、酒類業界において検討が必要。

(4) 酒類の販売規制

① 諸外国の酒類販売規制の現状

諸外国では、例えば、アメリカにおける免許制又は専売制など、酒類の販売については厳格な管理を実施。また、フランスのエヴァン法の制定やアメリカの法定飲酒年齢の引き上げなど世界的には酒類に関する規制を強化する傾向。

② 酒類の販売規制の性格

酒類の販売規制は社会的規制としても重要な機能。酒類の商品特性やそれに対する諸外国の現状及び医療関係者の指摘等を踏まえると、酒類の販売規制の在り方については、他の一般商品と同列に論じるのは不適切。

5. 今後の対応について

国税庁に対しては、今後とも、酒類の財政物資としての特性に加えて、アルコール飲料としての商品特性を踏まえ、酒類の社会的な管理にも十分配慮した酒類行政の適切な展開を期待。

当店では酒類の販売に際し、
未成年者と思われる方に対する年齢を確認いたしました。



国税庁・厚生省・総務庁青少年対策本部・警察庁・文部省・通商産業省
社団法人アルコール健康医学協会・全国小売酒販組合中央会
日本チェーンストア協会・社団法人日本フランチャイズチェーン協会

飲むときは、この10枚が切り札。

適正飲酒の10か条

自分のペースで
ゆっくりと

週に一日は
休肝日を

樂しながら共に、
アーヴ
笑いながら共に、
樂しながら共に、

人に
酒の無理強いを
しない

くすりと
一緒に
飲まない

アルコール飲料は
アーヴ
アルコール飲料は
アーヴ

肝臓などの
定期検査を

遅くとも
夜12時で
切り上げよう

厚生省
社団法人アルコール健康医学協会

お酒は20歳になってから。これが第一歩であると実感している。

